平成２７年（フ）第５１１号
埼玉県所沢市大字日比田574番地５
破産者　有限会社中川自動車
１　決定年月日　平成27年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６６５号
千葉県船橋市二子町545番地１　ハイブリッジソシア201号
破産者　廣瀬　　優
１　決定年月日　平成27年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１３２号
静岡市葵区坂ノ上1534番地
破産者　有限会社ケイ・エス・プリンティング
１　決定年月日　平成27年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１１号
兵庫県明石市野々上２丁目７番地の９　ラピート西明石107号
破産者　島脇　卓也
１　決定年月日　平成27年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
奈良市西木辻町字八軒町口105番地の４
破産者　株式会社ダイワ企画
１　決定年月日　平成27年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１０８号
広島市西区庚午北４丁目６番25号
破産者　株式会社教育文化社
１　決定年月日　平成27年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４０７号
熊本市西区池上町60番地１
破産者　株式会社ワンスライフ
１　決定年月日　平成27年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６８号
北海道旭川市２条通３丁目左６号
破産者　株式会社愛善
１　決定年月日　平成27年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４１号
札幌市豊平区平岸３条14丁目２番16号
破産者　株式会社華咲
１　決定年月日　平成27年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２９６号
東京都立川市幸町４丁目52番地の１幸町団地３棟401号
破産者　落合　秀樹
１　決定年月日　平成27年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６８５号
東京都国分寺市泉町１丁目20番３号ガーデン石原102
破産者　石田　孝行
１　決定年月日　平成27年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２１５号
岐阜県各務原市前渡北町２丁目23番地
破産者　株式会社佐藤工務店
１　決定年月日　平成27年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１８号
秋田県山本郡八峰町峰浜石川字外林132番地
破産者　株式会社サニーアオサダ
１　決定年月日　平成27年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２０号
秋田県能代市日吉町７番11号
破産者　有限会社はまなす
１　決定年月日　平成27年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１６９号
岐阜市福光東１丁目24番１号
破産者　有限会社Ａｒｌｅ
１　決定年月日　平成27年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１７３号
静岡県駿東郡長泉町下土狩357番地の１　エンブルエバー長泉705号
破産者　亡泉川千秋相続財産
１　決定年月日　平成27年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２１２号
静岡県沼津市東原216番地の２
破産者　株式会社泉川商店
１　決定年月日　平成27年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１８８号
静岡県磐田市鳥之瀬221番地
破産者　株式会社天寶
１　決定年月日　平成27年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３３５号
岡山市北区伊福町４丁目８番10号
破産者　川原　基嗣
１　決定年月日　平成27年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５０号
岡山市中区江崎305番地２　西岡方、開始決定時の住所岡山市北区平野807番地13
破産者　矢田　正人
１　決定年月日　平成27年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６０号
岡山市北区玉柏2236番地１
破産者　芳賀　澤美
１　決定年月日　平成27年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９５号
長崎市浜町11番７号
破産者　有限会社エス・ジー
１　決定年月日　平成27年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係